



宮 崎 県 公 報

令和4年1月6日（木曜日） 第 269 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	公 告
○宮崎県川南遊学の森管理規則の一部を改正する規則……………（環境森林課） 1		○救急病院の認定……………（医療業務課） 3
告 示		○道路の供用の開始……………（道路保全課） 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（福祉保健課） 3		○地図及び簿冊の認証（11件）……………（農村計画課） 4
○生活保護法に基づく施術者の指定……………（ ” ） 3		○都市計画の変更の案の縦覧（4件）……………（都市計画課） 5
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…（ ” ） 3		○落札者等の公告…………… 6
○救急病院の辞退……………（医療業務課） 3		監査委員公告
		○監査結果の公表…………… 6
		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 6
		○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 6

規 則

宮崎県川南遊学の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

宮崎県川南遊学の森管理規則の一部を改正する規則

宮崎県川南遊学の森管理規則（平成20年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 4 条関係）

宮崎県川南遊学の森利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事
（指定管理者



年 月 日付けで申請のあった宮崎県川南遊学の森の利用については、下記の理由により許可できないので、宮崎県川南遊学の森管理規則第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

不許可の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県川南遊学の森管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
サフラン薬局	東諸県郡国富町本庄20 55-13	令和3年11月30日

宮崎県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指定年月日
日高 光彩 （こころ延岡はり きゅう治療院）	延岡市恒富町4丁目 1 47番地	令和3年12月17日

宮崎県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	廃止年月日
錦戸 翔 （こころ延岡はり きゅう治療院）	延岡市恒富町4丁目 1 47番地	令和3年12月31日

宮崎県告示第9号

次の医療機関は、令和4年1月8日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
宮崎県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号

宮崎県告示第10号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号

2 救急病院の認定の有効期間

令和4年1月9日から令和7年1月8日まで

宮崎県告示第11号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年1月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ206番1地先から同郡同町北郷黒木同字 194番1地先ま	令和4年1月7日

で

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字奈留の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 15 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字本城の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 15 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字本城の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年 11 月 1 日から令和 3 年 2 月 19 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
都城市吉之元町の一部

4 認証年月日

令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字大平の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 16 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字鹿野田の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年 10 月 1 日から令和 3 年 2 月 24 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
美郷町南郷上渡川及び中渡川の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 5 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字酒谷の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年 12 月 22 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年11月 1 日から令和 3 年 3 月 5 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字東弁分の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年12月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年11月 1 日から令和 3 年 3 月 5 日まで
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字富士、伊比井の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年12月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月12日まで
- 3 地籍調査を行った地域
椎葉村大字不土野・大河内の一部
- 4 認証年月日
令和 3 年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・3・4号神宮裏参道通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
なし

- (2) 削除する部分

宮崎市神宮東三丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課

- (2) 期間

令和 4 年 1 月 6 日から令和 4 年 1 月20日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類

宮崎広域都市計画道路

- (2) 名称

3・3・7号旭通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分

宮崎市堀川町、昭和町及び永楽町の各一部

- (2) 削除する部分

宮崎市永楽町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課

- (2) 期間

令和 4 年 1 月 6 日から令和 4 年 1 月20日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類

宮崎広域都市計画道路

- (2) 名称

3・4・5号昭和通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

宮崎市堀川町、昭和町及び永楽町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課

(2) 期間

令和 4 年 1 月 6 日から令和 4 年 1 月 20 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・3・12 号花見浜子線
3・5・9 号高岡本町通線
3・5・14 号松小路通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市佐土原総合支所及び宮崎市高岡総合支所

(2) 期間

令和 4 年 1 月 6 日から令和 4 年 1 月 20 日まで

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 随意契約に係る件名

本部庁舎 LAN 機器の賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 3 年 12 月 15 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション（株）九州支店 九州支店長
野田 隆之
福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

63,096,000 円（消費税込み）

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 11 月 1 日

7 随意契約による理由

一般競争入札の再度の入札に付し落札者がいないため。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき令和 3 年 10 月 26 日から令和 3 年 12 月 10 日までの間に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 二 見 康 之

宮崎県監査委員 満 行 潤 一

監査委員公告

令和 3 年 8 月 30 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 二 見 康 之

宮崎県監査委員 満 行 潤 一

監査委員公告

令和 3 年 4 月 5 日付けで公表した令和 2 年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 6 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 二 見 康 之

宮崎県監査委員 満 行 潤 一